
令和2年度 スチュワードシップ活動の報告

要旨

令和3年3月



地方公務員共済組合連合会
Pension Fund Association for Local Government Officials

地方公務員共済組合連合（以下「連合会」という。）の「令和２年度スチュワードシップ活動の報告」の概要は以下のとおりです。

１．株式の運用受託機関におけるスチュワードシップ活動の状況

運用受託機関のスチュワードシップ活動の取り組みは引き続き改善傾向にあり、一部の運用受託機関では新たな優れた取り組みや特徴的な取り組みが見られるなど、スチュワードシップ活動の実効性が向上していることを確認しました。

（１）議決権行使

大部分の運用受託機関において、連合会が重視している事項に基づいて議決権を行使していることを確認しました。一部の運用受託機関では、新たな優れた取り組みや特徴的な取り組みを行っていることを確認しました。

○ ガイドラインの遵守

- ・ガイドラインの遵守状況を議決権行使担当部署以外の部署・委員会等で検証する優れたプロセスを設けていることを確認しました（内外株式）。

○ 企業の状況に即した議決権行使

- ・口座基準（連合会委託口座に係る具体的な議決権行使基準）の原則と異なる行使を行う場合には、委員会等の合議体で別途行使判断を行う優れた取り組みを確認しました（内外株式）。
 - ・利益相反管理の対象議案に対して、通常の議決権行使助言会社に加え、エンゲージメントを自ら行う議決権行使助言会社からも助言を得て議決権を行使している優れた取り組みを確認しました（国内株式）。
 - ・議決権行使助言会社に対して、助言提供能力を定期的に検証するとともに必要に応じてフィードバックしている優れた取り組みを確認しました（国内株式）。
 - ・特定の市場に特化した議決権行使助言会社等を活用している特徴的な取り組みを確認しました（外国株式）。
- #### ○ 議決権行使とエンゲージメントの一体的運用
- ・大部分の運用受託機関において、議決権行使とエンゲージメントを一体的に運用していることを確認しました（内外株式）。
- #### ○ 議決権行使に関する特徴的な事例
- ・企業に対してより高度なガバナンスを求めること等を目的に口座基準を改訂したことを確認しました（内外株式）。

(2) エンゲージメント

大部分の運用受託機関において、連合会が重視している事項に基づいてエンゲージメントを実施していることを確認しました。一部の運用受託機関では、新たな優れた取り組みや特徴的な取り組みを行っていることを確認しました。

- 企業価値向上・持続的成長を目的とするエンゲージメントの実施
 - ・全ての運用受託機関において、企業価値向上・持続的成長を目的とするエンゲージメントを実施していることを確認しました（内外株式）。
- プロセス（PDCAサイクルなど）の実効性
 - ・大部分の運用受託機関において、エンゲージメントに関する組織的な進捗管理、効果測定を行っていることを確認しました（内外株式）。
 - ・大部分の運用受託機関において、効果測定を行った結果、対話目標の達成や進捗等の効果があったことを確認しました（国内株式）。
 - ・エンゲージメントが企業価値向上に寄与したかを定量的に測定しようとしている優れた取り組みを確認しました（国内株式）。
 - ・対話先企業にアンケートを行うことにより対話効果を測るとともに次回以降のエンゲージメントに活用している優れた取り組みを確認しました（国内株式）。
 - ・エンゲージメントの効果測定を通じて課題を抽出するとともに、その結果等を踏まえて効果測定プロセスを変更している優れた取り組みを確認しました（国内株式）。
 - ・エンゲージメント関連データを蓄積し、定量的な目標に対する進捗管理と効果測定に取り組んでいる事例を確認しました（外国株式）。
- エンゲージメントに関する特徴的な事例
 - ・議決権行使基準の改訂や協働エンゲージメントを通じて政策保有株式の縮減に取り組んでいる事例や投資判断プロセスにエンゲージメントを明確に組み込んでいる事例、エンゲージメントの定量的な効果検証手法の開発に取り組んでいる事例、海外アセットオーナーの先進的な取り組みをエンゲージメント活動に活かしている事例、気候変動リスク分析の知見を深めエンゲージメントに活用している事例、監査を通じてエンゲージメント・プロセスの質を確認している事例など、エンゲージメントの実効性向上に取り組んでいる事例を確認しました（内外株式）。

2. 連合会のスチュワードシップ活動の状況

連合会は、被保険者のために財産価値を長期的に増大させるという受託者責任と公的年金としての社会的責任を果たすことが求められており、投資先企業の中長期的な企業価値の向上や持続的成長を促す手段として、スチュワードシップ活動に積極的に取り組んでいます。

連合会では株式資産において、運用受託機関を通じて企業に投資する形態を取っており、スチュワードシップ活動についても、企業との接触の機会が多く、企業経営に関する深い知見を有する運用受託機関を通じて行うことにより、効果的にスチュワードシップ責任を果たしていくことができると考えています。

今年度に連合会が取り組んだ主な事項は以下のとおりです。

(1) 日本版スチュワードシップ・コードの受け入れ表明の改正

令和2年3月に再改訂版のスチュワードシップ・コードが公表されたことを踏まえ、同年9月に同コードの受け入れ表明の改正を行いました。

(2) E S G投資の取り組み

国内株式運用において、令和2年12月に5つのE S Gプロダクトを新規採用し、連合会の国内株式E S Gプロダクトは、令和2年12月末時点で7プロダクト、時価総額は計8,445億円（国内株式残高の約13%）となっています。

3. 連合会における今後の取り組み

連合会は、受託者責任と社会的責任を両立すべく、引き続きスチュワードシップ活動に積極的に取り組んでいきます。

連合会における今後の取り組みは以下のとおりです。

- (1) 運用受託機関に対する効果的なモニタリングの実施
- (2) 運用受託機関との対話と、連合会内部での知見の蓄積
- (3) スチュワードシップ活動対象資産の範囲拡大の検討
- (4) 非財務的要素を考慮した投資の推進（TCFD※賛同に向けた検討を含む）
- (5) コーポレートガバナンス原則等の改正
- (6) 他の公的年金等との連携

以上

※ TCFD：気候関連財務情報開示タスクフォース